

平成 29 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社マツモトキヨシホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 松 本 清 雄
コ ー ド 番 号 3 0 8 8 東 証 一 部
問 合 せ 先 広 報 室 長 高 橋 伸 治
(TEL: 047-344-5110)

グループ再編（連結子会社間での吸収合併）に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 13 日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社 100%子会社である弘陽薬品株式会社（以下「弘陽薬品」という）を消滅会社、当社 100%子会社である株式会社マツモトキヨシ（以下「マツモトキヨシ」という）を存続会社とする吸収合併を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本合併は、100%子会社間での組織再編であるため、開示事項・内容を一部省略して記載しております。

記

1. 合併の目的

当社グループは、経営の基本方針として『美と健康の分野になくてはならない企業グループ』を目指し、中期的な経営戦略の一つとして「安定した収益基盤の確立・維持」に取り組むとともに、全国を7つのエリアに区分したドミナント化を推進することで、グループ経営の効率化を図っております。

その一環として、運営コストの効率化、地域・お客様ニーズに合わせた品揃えなど、各種施策を効率的に展開することで、同一エリア内並びに各県内で地域に密着した対応を強化し、更なるシェア拡大を実現していくことを目的に、関西エリアにおいて 100%子会社間での吸収合併を実施することといたしました。

2. 合併の要旨

①合併の日程

合併決議取締役会	平成 29 年 1 月 13 日（合併当事会社）
合併契約書締結	平成 29 年 1 月 13 日（合併当事会社）
合併承認臨時株主総会	平成 29 年 1 月 13 日（弘陽薬品）
合併期日（効力発生日）	平成 29 年 4 月 1 日（予定）

※マツモトキヨシにおいては、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併であり、株主総会による承認を得ずに行うものであります。

②合併方式

マツモトキヨシを存続会社とする吸収合併方式で、弘陽薬品は効力発生日に解散いたします。

③合併に係る割り当ての内容

マツモトキヨシ及び弘陽薬品は、当社の100%子会社であるため、合併比率の取り決めもなく、合併による対価の交付は行いません。

④消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

弘陽薬品は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 合併当事会社の概要（平成28年12月31日現在）

	存続会社	消滅会社
(1) 商号	株式会社マツモトキヨシ	弘陽薬品株式会社
(2) 所在地	千葉県松戸市新松戸東9番1	大阪府大阪市生野区勝山北一丁目7番17号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 成田 一夫	代表取締役社長 大田 貴雄
(4) 事業内容	ドラッグストアの経営	ドラッグストアの経営
(5) 資本金	21,086百万円	48百万円
(6) 設立年月日	昭和29年1月8日	昭和34年2月18日
(7) 発行済株式総数	53,579,015株	76,800株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持分比率	株式会社マツモトキヨシホールディングス 100%	株式会社マツモトキヨシホールディングス 100%

4. 合併後の状況（予定）

①マツモトキヨシの資本金、資本準備金及び利益準備金の額

本合併に際し、マツモトキヨシの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変動はありません。

②弘陽薬品の従業員

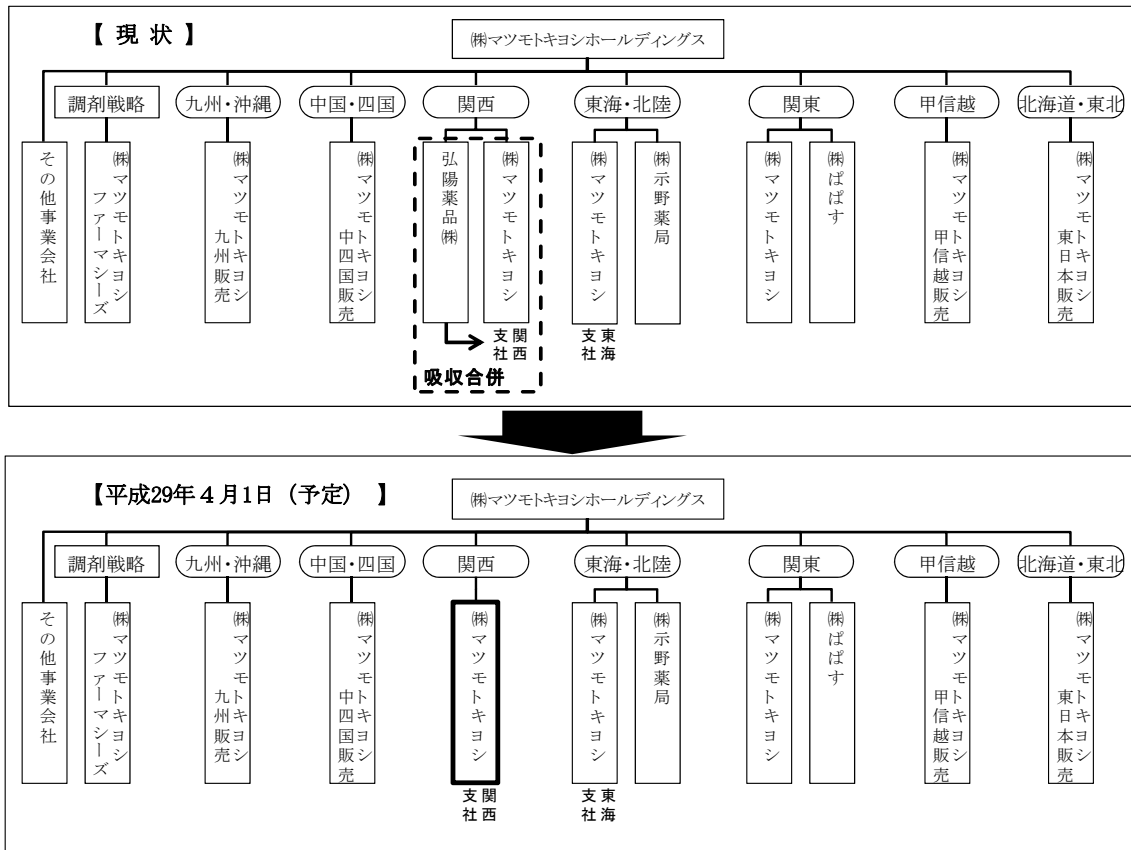
マツモトキヨシは、弘陽薬品の従業員全員を効力発生日において、マツモトキヨシの従業員として引き継いだうえで、その雇用を継続します。

5. 今後の見通し

本合併は、それぞれ100%子会社間での組織再編であるため、今期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

[ご参考]

合併 前後の状況



以上